

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月13日
【会社名】	大正製薬ホールディングス株式会社
【英訳名】	TAISHO PHARMACEUTICAL HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 上原 明
【本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目24番1号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	大正製薬株式会社財務部長 小林 久二
【最寄りの連絡場所】	大正製薬株式会社 東京都豊島区高田三丁目24番1号
【電話番号】	大正製薬株式会社 (03) 3985局1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	大正製薬株式会社財務部長 小林 久二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	537,129,374,827円 (注)
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注) 本届出書提出日現在において未確定であるため、大正製薬株式会社の平成23年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	90,139,653株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。(注) 4

(注) 1 大正製薬株式会社（以下「大正製薬」といいます。）の発行済株式総数300,465,510株（平成23年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる大正製薬ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。

2 普通株式は、平成23年5月13日に開催された大正製薬の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成23年6月29日開催予定の大正製薬の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

3 大正製薬は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。

4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1、2

(注) 1 普通株式は、本株式移転により当社が大正製薬の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における大正製薬の株主に対し、大正製薬の普通株式1株に対して0.3株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、大正製薬の前事業年度末における株主資本の額（簿価）は537,129,374,827円であり、発行価額の総額のうち30,000,000,000円が資本金に組み入れられます。

2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成23年10月3日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。

東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場（同規程第208条）により上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所市場第一部への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」

(注) 2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 株式移転の目的及び理由

大正製薬は、「健康と美を願う生活者に納得していただける優れた医薬品・健康関連商品、情報及びサービスを、社会から支持される方法で創造・提供することにより、社会へ貢献すること」を企業使命とし、これを全うすべく、国際的な競争の中でも着実に成長・発展し続けられるように、一層強固な経営基盤の構築を目指しております。

近年、大正製薬を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、国内OTC医薬品（一般用医薬品）市場は成熟化傾向にあり、また、国内医療用医薬品市場においては、医療費削減や薬価引下げに加え、新薬開発の難易度も高まってきております。大正製薬といたしましては、こうした環境下においても持続的な成長を目指すべく、主力のセルフメディケーション事業（OTC医薬品及び健康関連商品事業）においては、生活者ニーズを捉えた商品開発に注力し、生活者の皆様から評価され愛用されるブランドの強化に努めております。一方、医薬事業（医療用医薬品及び同関連事業）においては、国際的に通用するオリジナリティの高い新薬の研究開発に注力すると共に、有望薬剤の導入についても積極的に取り組み、パイプラインの充実、強化を図っております。また、海外事業においても、ドリンク剤「リポビタン」の積極的な取り組みに加えて、アジア地域におけるOTC医薬品事業へも参入を果たしております。平成21年にはBristol-Myers Squibb CompanyからアジアOTC医薬品事業を買収し、本年4月7日にはマレーシアの医薬品メーカーであるHoepharm Holdings Sdn. Bhd.の全株式を取得することについても合意しており、アジア市場における事業拡大を目指しております。

大正製薬は、今後もセルフメディケーション事業と医薬事業の持続的な成長を実現させるためには、グループ経営資源の効果的な配分と競争力強化を可能とするグループ体制の整備を図ることが必要と判断し、平成23年10月3日（予定）を期日として、単独株式移転の方法により大正製薬の完全親会社となる当社を設立し、持株会社体制へ移行することを決議いたしました。

新たに設立される当社は、グループ全体の統括会社として新たなコーポレートガバナンスの体制の基に、経営戦略立案機能を担い、各事業や国内外への効果的な経営資源の配分を行うことにより、セルフメディケーション事業と医薬事業のバランスの取れた持続的な成長と競争力の強化を目指します。そして、両事業の相乗効果を発揮することにより企業価値を増大し、生活者の皆様の健康でより豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	大正製薬ホールディングス株式会社		
(2) 事業内容	一般用医薬品、食品、雑貨等の製造、販売及び医療用医薬品の製造、販売等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務		
(3) 本店所在地	東京都豊島区高田三丁目24番1号		
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役	上原 明	現 大正製薬 代表取締役会長兼社長
	取締役	大平 明	現 大正製薬 取締役副会長
	取締役	堀田 尚孝	現 大正製薬 代表取締役副社長
	取締役	上原 茂	現 大正製薬 取締役副社長
	取締役	酒井 明人	現 大正製薬 常務取締役経営企画部長
	取締役	上原 健	現 大正製薬 常務取締役
	取締役	中禮 清実	現 大正製薬 取締役営業本部長
	取締役	福留 潤一	現 大正製薬 取締役生産本部長
	取締役	藤田 憲一	現 大正製薬 取締役医薬開発本部長
	取締役	森川 敏雄	現 大正製薬 社外取締役
	取締役	馬場 明道	現 大正製薬 社外取締役
	常勤監査役	森本 繁夫	現 大正製薬 常勤監査役
	常勤監査役	小林 久二	現 大正製薬 財務部長
	監査役（社外）	吉川 勲	現 大正製薬 社外監査役
監査役（社外）	植村 裕之	現 三井住友海上火災保険株式会社 常任顧問	
(5) 資本金	300億円		
(6) 純資産（連結）	未定		
(7) 総資産（連結）	未定		
(8) 決算期	3月31日		

提出会社の企業集団の概要

当社と大正製薬の状況は以下のとおりです。

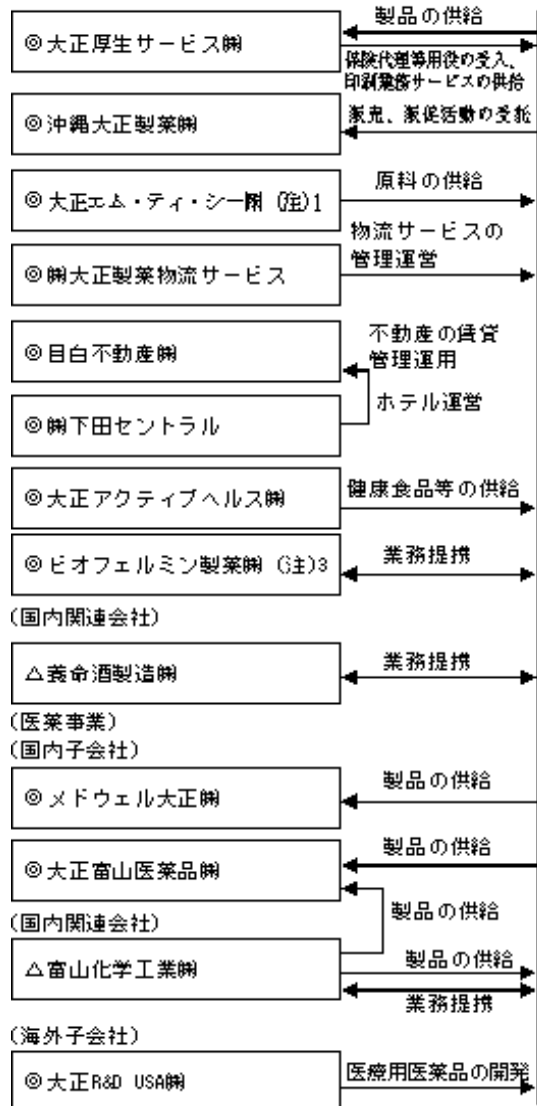
大正製薬は、平成23年6月29日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成23年10月3日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金又は 出資金 （千円）	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 （％）	関係内容					
					役員の兼任等		資金援 助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務提 携等
					当社役員 （名）	当社従業 員（名）				
<連結子会社> 大正製薬(株)	東京都 豊島区	29,804,450	セルフメディケーション 事業 医薬事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定	未定

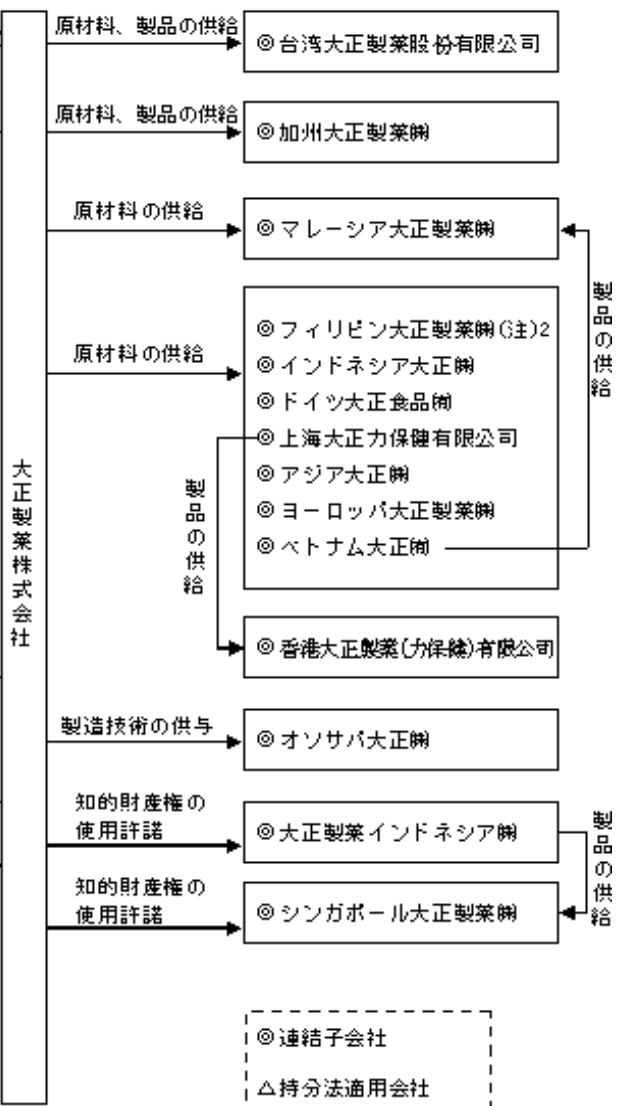
本株式移転に伴う当社設立後、大正製薬は当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となる大正製薬の平成23年3月31日時点の状況は以下のとおりです。

[事業系統図]

(セルフメディケーション事業)
(国内子会社)



(セルフメディケーション事業)
(海外子会社)



(注) 1 大正エム・ティ・シー㈱からの原料供給は、三井化学㈱を経由して受けております。

2 大正ヒゾン㈱はフィリピン大正製薬㈱出資の関連会社(持分法適用会社)であり、上記の系統図より省いております。

3 ピオフェルミン製薬㈱は、医薬事業も行っております。

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
<連結子会社>					
台湾大正製薬股?有限公司	台湾 台北市	千台湾ドル 200,000	セルフメディケーション事業	100.0	大正製薬が原材料、製品を供給し台湾にて大正製薬製品を製造、販売しております。
大正厚生サービス(株)	東京都 豊島区	10,000	セルフメディケーション事業	100.0	大正製薬に対して保険代理等のサービスを行っております。大正製薬が建物を賃貸しております。
加州大正製薬(株)(注)4	米国 カリフォルニア州	千米ドル 41,050	セルフメディケーション事業	100.0	大正製薬が原材料を供給し、米国にて大正製薬製品を製造(委託)、販売しております。
マレーシア大正製薬(株)	マレーシア セランゴール州	千マレーシア リンギット 24,380	セルフメディケーション事業	100.0	大正製薬が原材料を供給し、マレーシアにて大正製薬製品を製造、販売しております。
沖縄大正製薬(株)	沖縄県 那覇市	50,000	セルフメディケーション事業	100.0	大正製薬製品の販売・販促活動の受託を行っております。大正製薬が建物を賃貸しております。役員の兼任あり。
フィリピン大正製薬(株)	フィリピン マカティ	千フィリピン ペソ 18,900	セルフメディケーション事業	100.0	大正製薬が原材料を供給し、フィリピンにて大正製薬製品を製造(委託)、販売しております。
大正エム・ティ・シー(株)	東京都 港区	400,000	セルフメディケーション事業	60.0	大正製薬に原料を三井化学(株)を経由して供給しております。金融機関からの借入金に対して大正製薬が債務保証を行っております。
インドネシア大正(株)	インドネシア ジャカルタ	千ルピア 42,920,000	セルフメディケーション事業	100.0	インドネシアにて大正製薬製品を製造(委託)、販売しております。
ドイツ大正食品(有)	ドイツ フランクフルト	千ユーロ 306	セルフメディケーション事業	100.0	大正製薬が原材料を供給、ドイツにて大正製薬製品の製造(委託)、販売。
上海大正力保健有限公司	中国 上海	千中国元 132,621	セルフメディケーション事業	100.0 (15.0)	大正製薬が原材料を供給し、中国にて大正製薬製品を製造、販売しております。
アジア大正(株)	マレーシア セランゴール州	千マレーシア リンギット 26,500	セルフメディケーション事業	100.0	大正製薬アセアン地域子会社のドリンク剤事業の統括。
(株)大正製薬物流サービス	埼玉県 さいたま市北区	30,000	セルフメディケーション事業	100.0	大正製薬物流サービスの管理運営を行っております。大正製薬が建物を賃貸しております。

名称	住所	資本金又は出 資金（千円）	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 （％）	関係内容
ヨーロッパ大正製薬(株) (注) 4	英国 ロンドン	千英国ポンド 20,000	セルフメディ ケーション事 業	100.0	大正製薬が原材料を供給、 英国にて大正製薬製品を製 造（委託）、販売。
メドウェル大正(株)	埼玉県 さいたま市北 区	200,000	医薬事業	100.0	大正製薬が製品を供給、販 売。 大正製薬が建物を賃貸して おります。 役員の兼任あり。
ベトナム大正(有)	ベトナム カインホア省	千ベトナム ドン 170,754,300	セルフメディ ケーション事 業	100.0 (19.4)	大正製薬が原材料を供給 し、ベトナムにて大正製薬 製品を製造、販売しており ます。
香港大正製薬（力保健）有 限公司	中国 香港	千香港ドル 163,000	セルフメディ ケーション事 業	100.0	香港で大正製薬製品を販売 しております。
オソサパ大正(株)（注）3	タイ バンコク	千タイバーツ 15,000	セルフメディ ケーション事 業	49.0	タイで大正製薬製品を販売 しております。 役員の兼任あり。
大正R&D USA(株)	米国 ニュージャ ージー州	千米ドル 4,000	医薬事業	100.0	米国にて大正製薬の医療用 医薬品の開発を行っており ます。
大正富山医薬品(株) (注) 4、5	東京都 豊島区	2,000,000	医薬事業	70.3 (15.3)	大正製薬及び富山化学工業 (株)が製品を供給し、医療用 医薬品の販売を行っており ます。 大正製薬が建物を賃貸して おります。 役員の兼任あり。
目白不動産(株)	東京都 豊島区	600,000	セルフメディ ケーション事 業	100.0	不動産の賃貸、管理、保有及 び運用を行っております。 大正製薬が建物を賃貸して おります。 役員の兼任あり。
(株)下田セントラル	東京都 豊島区	300,000	セルフメディ ケーション事 業	100.0 (100.0)	ホテル運営の受託を行って おります。
大正アクティブヘルス(株)	東京都 豊島区	100,000	セルフメディ ケーション事 業	55.0	健康食品、医薬部外品及び 化粧品の供給を行っており ます。 役員の兼任あり。
ピオフェルミン製薬(株) (注) 6	兵庫県 神戸市長田区	1,227,000	セルフメディ ケーション事 業 医薬事業	55.8	共同による商品開発、研究 開発等を行っております。
大正製薬インドネシア(株)	インドネシア ジャカルタ	千ルピア 10,240,000	セルフメディ ケーション事 業	98.5	インドネシアで一般用医薬 品の製造及び販売を行って おります。
シンガポール大正製薬(株)	シンガポール	千米ドル 1,000	セルフメディ ケーション事 業	100.0	大正製薬アセアン地域子会 社のセルフメディケーション 事業の統括を行っており ます。

名称	住所	資本金又は出資金（千円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	関係内容
<持分法適用関連会社> 富山化学工業(株)	東京都新宿区	10,000,000	医薬事業	34.0	大正製薬と合併で大正富山医薬品(株)を設立し、医療用医薬品を供給しております。役員の兼任あり。
養命酒製造(株)（注）6	東京都渋谷区	1,650,000	セルフメディケーション事業	22.1	共同で商品開発を行い、製品を供給し、また製品の供給を受けております。
大正ヒソソ(株)	フィリピン アンティポロ	千フィリピン ペソ 17,000	セルフメディケーション事業	50.0 (50.0)	フィリピンでフィリピン大正製薬(株)からの受託生産を行っております。

（注）1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合に、括弧書きで記載される数値は間接所有割合で内数であります。

3 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

4 特定子会社であります。

5 大正富山医薬品(株)については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	89,754百万円
	経常利益	2,343 "
	当期純利益	863 "
	純資産額	7,853 "
	総資産額	50,397 "

6 有価証券報告書の提出会社であります。

（2）提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、大正製薬は当社の完全子会社になる予定です。前記「（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、大正製薬及び当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

取引関係

当社の完全子会社である大正製薬と関係会社の取引関係は、前記「（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

大正製薬は、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成23年10月3日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成23年5月13日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における大正製薬の株主に対し、その保有する大正製薬の普通株式1株につき、当社の普通株式0.3株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成23年6月29日開催予定の大正製薬の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）、

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

2．株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

大正製薬株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙の「大正製薬ホールディングス株式会社定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「大正製薬ホールディングス株式会社」とし、英文では「TAISHO PHARMACEUTICAL HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都豊島区とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、360,000,000株とする。

2．前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「大正製薬ホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

（乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称）

第2条 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

上原 明

大平 明

堀田 尚孝

上原 茂

酒井 明人

上原 健

中禮 清実

福留 潤一

藤田 憲一

森川 敏雄

馬場 明道

2．乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

森本 繁夫

小林 久二

吉川 勲

植村 裕之

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

あらた監査法人

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行する普通株式の合計に0.3を乗じた数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式0.3株の割合をもって割り当てる。

3. 前2項の規定に基づき、甲の株主に対し交付しなければならない乙の普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、乙は、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正も含む。）第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

（乙の資本金及び準備金の額）

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

30,000,000,000円

(2) 資本準備金の額

15,000,000,000円

(3) 利益準備金の額

0円

(4) その他資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記(1)の額及び(2)の額の合計額を減じて得た額

(5) その他利益剰余金の額

0円

（乙の成立の日）

第5条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成23年10月3日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

（本計画承認株主総会）

第6条 甲は、平成23年6月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

（乙の上場証券取引所）

第7条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

（乙の株主名簿管理人）

第8条 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

（事情変更）

第9条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

（本計画の効力の発生）

第10条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成23年5月13日

甲：東京都豊島区高田三丁目24番1号
大正製薬株式会社
代表取締役会長兼社長 上原 明

別紙

大正製薬ホールディングス株式会社 定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は大正製薬ホールディングス株式会社と称し、英文ではTAISHO PHARMACEUTICAL HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

（目的）

第2条 当社は次の業務を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、治療衛生材料、動物用医薬品、毒物、劇物、計量器、農薬、工業薬品、食品、食品添加物、酒精飲料、飼料、飼料添加物、肥料、繊維製品、化成品、雑貨、光学機器および写真材料の製造、販売ならびに輸出入
2. 前号に列挙した物品のインターネットを利用した通信販売およびカタログによる通信販売
3. 不動産および有価証券の取得、処分ならびに利用
4. 保健、体育および娯楽に関する施設の経営ならびに賃貸借
5. ホテル、レストラン、集会場および売店の経営ならびに賃貸借
6. 給油所および駐車場の経営ならびに賃貸借
7. コンピューターシステムによる情報の収集、処理ならびに提供
8. 前各号に付帯関連する一切の業務

当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は本店を東京都豊島区に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、360,000,000株とする。

（自己の株式の取得）

第6条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第8条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2．取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規則）

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、株主の権利行使の方法その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第10条 当社は株式につき、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

（基準日）

第11条 毎事業年度における最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

（招集）

第12条 定時株主総会は毎事業年度の翌日から3箇月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。

（招集権者）

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長が招集する。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議長）

第15条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主

の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1人を代理人として議決権を行使することができる。
株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第18条 当会社は取締役会を置く。

（員数）

第19条 当会社の取締役は、3名以上13名以内とする。

（選任方法）

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議については、累積投票によらない。

（任期）

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 取締役会はその決議をもって、取締役社長を選定し、その他取締役会長1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
取締役社長は、当会社を代表する。
取締役会は取締役社長のほかに当会社を代表する取締役を選定することができる。

（取締役会の権限）

第23条 取締役会は当会社の業務執行を決定する。ただし、重要でない業務執行の決定は、これを取締役に委任することができる。

（取締役会の招集および議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、また取締役会長に事故もしくは欠員があるときは取締役社長が招集するものとし、招集者が議長となる。
事故または欠員により前項に従って招集する者がいないときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、招集者が議長となる。
取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

（役付取締役の職務）

第25条 取締役会長は会社の業務を総攬する。
取締役副会長は取締役会長を補佐する。
取締役社長は会社の業務を統轄する。
取締役副社長は取締役社長を補佐し、専務取締役および常務取締役は、会社の業務を分担する。

（取締役会の決議方法）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役の報酬等）

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（社外取締役との責任限定契約）

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

（相談役および顧問）

第30条 当会社は取締役会の決議に基づいて相談役および顧問を置くことができる。

（取締役会規則）

第31条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第32条 当会社は監査役および監査役会を置く。

（員数）

第33条 当会社の監査役は、3名以上6名以内とする。

（選任方法）

第34条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第36条 監査役会はその決議により常勤監査役を選定する。
監査役会はその決議により常勤監査役を解職することができる。

（監査役会の招集）

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議方法）

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役の報酬等）

第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

（社外監査役との責任限定契約）

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

（補欠監査役）

第41条 監査役が欠けた場合または法令もしくはこの定款で定めた員数を欠くこととなった場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。

補欠監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第1項の定めによる選任決議が効力を有する期間は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。ただし、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとする。

前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項本文の選任決議の有効期間を超えないものとする。

（監査役会規則）

第42条 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第43条 当社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当）

第48条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。
期末配当金および中間配当金は、その支払いの開始をした日から満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れる。
未払の期末配当金および中間配当金については、利息をつけない。

附則

（最初の事業年度）

第1条 当社の最初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成24年3月31日までとする。

（報酬等）

第2条 当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬総額は、年額360百万円以内とし、当社の最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬総額は、年額60百万円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	大正製薬ホールディングス株式会社 (株式移転設立完全親会社・持株会社)	大正製薬株式会社 (株式移転完全子会社)
株式移転比率	0.3	1

(注) 1 本株式移転に伴い、大正製薬の普通株式1株に対して当社の普通株式0.3株を割当交付いたします。

なお、当社の単元株式数は、100株といたします。本株式移転により、大正製薬の株主の皆様へ交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数（予定）：普通株式90,139,653株

上記平成23年3月31日現在における大正製薬の発行済株式総数から算定した株式数であり、本株式移転の効力発生に先立ち、大正製薬の発行済株式総数が変化した場合に、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、大正製薬が保有する自己株式（平成23年3月31日現在24,452,572株）に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式（同日現在大正製薬が保有する自己株式の数に対応する普通株式合計7,335,771株）が割当交付されることとなります。

2．株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、大正製薬単独の株式移転によって持株会社（完全親会社）を設立するものであり、当社の株式はすべて本株式移転直前の大正製薬の株主の皆様のみへ割り当てられることとなります。大正製薬と当社の単元株式数はそれぞれ1,000株及び100株であることから、大正製薬の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.1株を割当交付した場合には、最低投資単位が変更されず、大正製薬の株主の皆様は、本株式移転の直前に保有する大正製薬の議決権数と同数の当社の議決権を本株式移転の直後に保有することとなりますが、現行の大正製薬の1株あたりの株価水準を勘案し、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義としつつ、株式の投資単位を大正製薬株式の約3分の1に引き下げることにより個人投資家層の拡大及び株式の流動性の向上を図りつつ、株主数の増加に伴う株主管理コストの増加にも配慮した結果、株主の皆様へ所有する大正製薬の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.3株を割当交付するものです。

なお、上記のとおり、本株式移転は大正製薬単独による株式移転でありますので、第三者算定機関による算定は行われておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

大正製薬の普通株式の単元株式数は、1,000株とされておりますが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．買取請求権の行使の方法について

大正製薬の株主が、その有する大正製薬の普通株式につき、大正製薬に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年6月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を大正製薬に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、大正製薬が上記定時株主総会の決議の日（平成23年6月29日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

2．議決権の行使の方法について

大正製薬の株主による議決権の行使の方法としては、平成23年6月29日開催予定の大正製薬の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、大正製薬の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、大正製薬に提出する必要があります。）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成23年6月28日午後5時00分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、大正製薬に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成23年6月25日までに、その有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、大正製薬は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を

統一しないで行使することを拒むことがあります。

3．組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における大正製薬の株主に割り当てられます。

株主は、自己の大正製薬の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、大正製薬は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、大正製薬の本店において平成23年6月14日よりそれぞれ備え置くこととされています。

の書類は、平成23年5月13日開催の大正製薬の取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、大正製薬の平成23年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、大正製薬の営業時間内に大正製薬の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成23年3月31日	定時株主総会基準日
平成23年5月13日	株式移転計画書作成承認取締役会
平成23年6月29日（予定）	株式移転計画承認定時株主総会
平成23年9月28日（予定）	大正製薬株式上場廃止日
平成23年10月3日（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成23年10月3日（予定）	当社株式上場日

但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

大正製薬の株主が、その有する大正製薬の普通株式につき、大正製薬に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年6月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を大正製薬に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、大正製薬が、上記定時株主総会の決議の日（平成23年6月29日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である大正製薬の最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら大正製薬の経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期 (参考)
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高 (百万円)	271,407	242,071	249,655	256,213	258,441	268,632
経常利益 (百万円)	49,748	24,926	41,896	39,902	36,671	54,077
当期純利益 (百万円)	35,884	15,420	25,004	8,815	19,485	34,892
包括利益 (百万円)	-	-	-	-	-	31,451
純資産額 (百万円)	567,364	547,486	548,650	514,511	527,760	535,231
総資産額 (百万円)	664,431	631,929	627,224	591,568	606,443	618,434
1株当たり純資産額 (円)	1,840.63	1,832.24	1,816.25	1,745.96	1,816.68	1,901.74
1株当たり当期純利益 (円)	116.18	50.54	84.01	30.01	67.98	124.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	85.4	86.3	86.1	85.4	85.3	84.8
自己資本利益率 (%)	6.61	2.77	4.61	1.69	3.81	6.70
株価収益率 (倍)	20.40	42.74	23.53	60.91	25.01	14.41
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	38,487	29,638	50,745	35,782	39,475	46,493
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	17,364	22,812	35,063	12,530	11,244	792
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,888	31,084	11,431	29,429	18,837	18,377
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	92,195	68,381	72,621	64,862	96,956	123,602
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	5,191 (-)	5,191 (633)	5,327 (556)	5,409 (599)	5,569 (654)	5,622 (622)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第98期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 第97期及び第101期に自己株式の消却を実施しております。

4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

5 従業員数外書きの平均臨時雇用者数については、第97期は臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

6 第102期については、会計監査人の「監査報告書」を受領しておりません。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

- 平成23年5月13日 大正製薬の取締役会において、大正製薬の単独株式移転による持株会社「大正製薬ホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
- 平成23年6月29日 大正製薬の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、大正製薬がその完全子会社となることについて決議（予定）
- 平成23年10月3日 大正製薬が株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場（予定）

なお、大正製薬の沿革につきましては、大正製薬の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、一般用医薬品、食品、雑貨等の製造、販売及び医療用医薬品の製造、販売等を行う子会社等の株式を保有することにより当該会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる大正製薬及びその関連会社で構成される当社グループの最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

大正製薬の企業集団は、大正製薬、子会社25社、関連会社3社により構成されており、大正製薬グループの主な事業内容は一般用医薬品・特定保健用食品・食品・医療用品・衛生用品の研究・開発・製造・販売（セルフメディケーション事業）及び医療用医薬品の研究・開発・製造・販売（医薬事業）からなっております。

大正製薬及び大正製薬の関係会社において営まれている主な事業の内容、大正製薬及び大正製薬の関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメントとの関連において示しますと、次の通りであります。

セルフメディケーション事業

大正製薬..... 一般用医薬品、医薬部外品、食品等の研究開発、製造、販売を行っております。

（国内子会社）

- 大正厚生サービス(株)..... 大正製薬製品の販売のほか、保険代理業、印刷業務サービス、各種物品斡旋販売等を行っております。
- 沖縄大正製薬(株)..... 沖縄県で大正製薬製品の販売、販促活動の受託を行っております。
- 大正エム・ティ・シー(株)..... 福岡県で医薬品及び医薬部外品の原料を製造し、販売を行っております。
- (株)大正製薬物流サービス..... 大正製薬、大正富山医薬品(株)ほかの物流サービスの管理運営を行っております。
- ピオフェルミン製薬(株)..... 一般用医薬品及び医療用医薬品の製造及び販売を行っております。
- 目白不動産(株)..... 不動産の賃貸、管理、保有及び運用等を行っております。
- (株)下田セントラル..... ホテル運営の受託を行っております。
- 大正アクティブヘルス(株)..... 健康食品、医薬部外品及び化粧品品の供給を行っております。

（海外子会社）

- 台湾大正製薬股?有限公司..... 台湾で大正製薬製品を製造し、販売を行っております。
- 加州大正製薬(株)..... 米国で大正製薬製品を製造（委託）し、販売を行っております。
- マレーシア大正製薬(株)..... マレーシアで大正製薬製品を製造し、販売を行っております。
- フィリピン大正製薬(株)..... フィリピンで大正製薬製品を製造（委託）し、販売を行っております。
- インドネシア大正(株)..... インドネシアで大正製薬製品を製造（委託）し、販売を行っております。
- ドイツ大正食品(有)..... ドイツでの大正製薬製品の製造（委託）、販売。
- 上海大正力保健有限公司..... 中国で大正製薬製品を製造し、販売を行っております。
- アジア大正(株)..... マレーシアでアセアン地域のドリンク剤事業統括本部としての地域内の市場開拓、経営指導及び食品等の販売。

ヨーロッパ大正製薬(株)..... 英国での大正製薬製品の製造（委託）、販売。
 ベトナム大正(有)..... ベトナムで大正製薬製品を製造し、販売を行っております。
 香港大正製薬（力保健）有限公司... 香港で大正製薬製品の販売を行っております。
 オソサパ大正(株)..... タイで大正製薬製品の販売を行っております。
 大正製薬インドネシア(株)..... インドネシアで一般用医薬品の製造及び販売を行っております。
 シンガポール大正製薬(株)..... アセアン地域のセルフメディケーション事業の統括を行っております。

（国内関連会社）

養命酒製造(株)..... 薬酒等の製造及び販売を行っております。

（海外関連会社）

大正ヒゾン(株)..... フィリピンでフィリピン大正製薬(株)からの受託生産を行っております。

医薬事業

大正製薬..... 医療用医薬品の研究開発、製造及び販売を行っております。

（国内子会社）

大正富山医薬品(株)..... 医療用医薬品の販売を行っております。

メドウェル大正(株)..... 医療用医薬品の販売。

（海外子会社）

大正 R & D U S A(株)..... 米国で医療用医薬品の開発を行っております。

（国内関連会社）

富山化学工業(株)..... 医療用医薬品等の研究開発、製造及び販売を行っております。

なお、事業系統図については、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる大正製薬の関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる大正製薬の平成23年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
セルフメディケーション事業	2,414（245）
医薬事業	1,842（85）
全社（共通）	1,366（292）
合計	5,622（622）

（注）1 従業員数は就業人員（大正製薬グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から大正製薬グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる大正製薬を含む大正製薬グループの労働組合は大正製薬労働組合と称し、昭和25年3月に結成され、日本労働組合総連合会傘下の全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（総称：UIゼンセン同盟）に加盟しております。組合員数は平成23年3月31日現在2,214名であります。

労使は相互によく理解し協調の実をあげ、その関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる大正製薬の業績等の概要については、大正製薬の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月11日、平成22年11月11日及び平成23年2月9日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる大正製薬の生産、受注及び販売の状況については、大正製薬の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月11日、平成22年11月11日及び平成23年2月9日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる大正製薬の対処すべき課題については、大正製薬の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月11日、平成22年11月11日及び平成23年2月9日提出）をご参照下さい。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により大正製薬の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における大正製薬の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。大正製薬の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において大正製薬が判断したものです。

(1) 法的規制及び医療政策等に係るリスク

大正製薬の事業は、薬事関連規制等に服しております。医薬品等の研究開発、製造、輸入、流通等の各段階において様々な承認・許可制度等が設けられており、製品が規制に適合しなくなる可能性や、承認が取り消される可能性があります。また、医療政策や医療保険制度の動向等により、医薬品の価格が下がる等のリスクがあります。

(2) 医薬品等の品質・副作用等に関するリスク

製品の信頼性保証、品質保証には万全を期しておりますが、予期せぬ副作用、事故等により、余儀なく医薬品等の回収、発売中止や損害賠償を負担する可能性があります。

(3) 医薬品の開発及び事業化に関するリスク

医薬品の開発には、多額の研究開発投資と長い時間等が必要とされますが、上市や事業としての成功の可能性に関しては不確実性があります。

(4) 知的財産権に関するリスク

大正製薬が知的財産権による適正な保護を得られないことにより、第三者が大正製薬の技術等を使用して、大正製薬の市場における競争力を弱める可能性があり、または大正製薬が第三者の知的財産権を侵害するおそれがあります。

(5) 特許権満了等によるリスク

大正製薬は製品ライフサイクルの延長に努めておりますが、特許権の満了により後発品が出現したり、一般用医薬品へのスイッチなどにより売上高が低下する可能性があります。

(6) 種々の訴訟リスク

大正製薬の事業活動の過程で、製造物責任、環境他の事柄に関し訴訟を提起される可能性があります。

(7) 為替変動に関わるリスク

海外との外貨建によるロイヤルティの授受、貿易取引などが、為替レートの変動により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) その他

突発的に発生する地震や津波などの自然災害や海外の治安の悪化などから、事業拠点や事業インフラを破壊されるなどの被害を受ける可能性や、事業の縮小・撤退などの可能性があります。

これらのほかに、原材料の外部調達に係るリスク、他社開発品のライセンス等に依存するリスクなど様々なリスクが存在しており、ここに記載されたリスクが大正製薬の全てのリスクを表すものではありません。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる大正製薬の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月11日、平成22年11月11日及び平成23年2月9日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる大正製薬の研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月11日、平成22年11月11日及び平成23年2月9日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる大正製薬の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月11日、平成22年11月11日及び平成23年2月9日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる大正製薬の設備投資等の概要については、大正製薬の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる大正製薬の主要な設備の状況については、大正製薬の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月11日、平成22年11月11日及び平成23年2月9日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる大正製薬の設備の新設、除却等の計画については、大正製薬の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月11日、平成22年11月11日及び平成23年2月9日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成23年10月3日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	360,000,000
計	360,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	90,139,653	東京証券取引所（市場第一部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	90,139,653	-	-

(注) 1 大正製薬の発行済株式総数300,465,510株（平成23年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2 大正製薬は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年10月3日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成23年10月3日	90,139,653	90,139,653	30,000	30,000	15,000	15,000

(注) 大正製薬の発行済株式総数300,465,510株（平成23年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる大正製薬の平成23年3月31日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	68	34	8,059	305	21	26,232	34,719	-
所有株式数（単元）	-	54,637	969	104,325	29,061	2	108,522	297,516	2,949,510
所有株式数の割合（%）	-	18.36	0.33	35.06	9.77	0.00	36.48	100.00	-

（注）1 自己株式24,452,572株は、「個人その他」に24,452単元及び「単元未満株式の状況」に572株含まれております。

2 証券保管振替機構名義の株式は「その他の法人」に2単元及び「単元未満株式の状況」に800株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる大正製薬の平成23年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 24,452,000	-	権利内容に何ら限定のない大正製薬における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 273,064,000	273,064	同上
単元未満株式	普通株式 2,949,510	-	1単元（1,000株）未満の株式であります。
発行済株式総数	300,465,510	-	-
総株主の議決権	-	273,064	-

（注）1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式572株が含まれております。

2 証券保管振替機構名義の株式は、「完全議決権株式（その他）」欄に2,000株（議決権2個）及び「単元未満株式」欄に800株含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成23年10月3日時点において、当社の自己株式を保有していません。

なお、当社の完全子会社となる大正製薬の平成23年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりです。

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大正製薬株式会社	東京都豊島区高田 3-24-1	24,452,000	-	24,452,000	8.14
計	-	24,452,000	-	24,452,000	8.14

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】**【株式の種類等】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、安定的且つ高水準の配当を継続するとともに、企業体質の強化を図る為、内部留保の充実に努めていくことを基本方針とする予定であります。

当社は株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定であり、年2回の配当を実施する方針です。これらの配当の決定機関は、中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会であります。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる大正製薬の株価の推移は以下のとおりです。

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期
決算年月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月
最高（円）	2,460	2,505	2,380	1,921	1,887
最低（円）	1,988	1,927	1,562	1,523	1,551

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年12月	平成23年 1月	平成23年 2月	平成23年 3月	平成23年 4月	平成23年 5月
最高（円）	1,818	1,887	1,878	1,809	1,908	1,917
最低（円）	1,741	1,775	1,745	1,551	1,733	1,758

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する大正製薬の株式数 (2) 割り当てられる当社の株式数
取締役会長 兼社長 代表取締役		上原 明	昭和16年4月5日生	昭和52年4月 昭和52年6月 昭和53年6月 昭和55年6月 昭和56年6月 昭和57年6月 平成14年10月 平成18年4月 平成19年6月 平成21年4月	大正製薬入社 同社取締役に就任 同社専務取締役に就任 同社取締役副社長に就任 同社代表取締役副社長に就任 同社代表取締役社長に就任（現任） 大正富山医薬品㈱代表取締役社長に就任 大正富山医薬品㈱取締役名誉会長に就任 大正富山医薬品㈱相談役（現任） 大正製薬代表取締役会長に就任（現任）	(注) 4	(1) 7,145,900株 (2) 2,143,770株
取締役		大平 明	昭和21年9月9日生	昭和57年5月 昭和57年6月 昭和58年6月 昭和60年6月 平成6年6月 平成11年6月 平成18年4月 平成21年4月	大正製薬入社 同社取締役に就任 同社常務取締役に就任 同社専務取締役に就任 同社取締役副社長に就任 同社代表取締役副社長に就任 大正富山医薬品㈱代表取締役社長に就任（現任） 大正製薬取締役副会長に就任（現任）	(注) 4	(1) 639,900株 (2) 191,970株
取締役		堀田 尚孝	昭和12年10月25日生	昭和53年6月 昭和56年1月 昭和56年6月 昭和57年6月 平成6年6月 平成12年6月 平成17年11月	大正製薬入社 同社経理部長 同社取締役に就任 同社常務取締役に就任 同社専務取締役に就任 同社代表取締役専務に就任 同社代表取締役副社長に就任（現任）	(注) 4	(1) 10,000株 (2) 3,000株
取締役		上原 茂	昭和51年5月5日生	平成12年4月 平成12年5月 平成18年8月 平成18年10月 平成19年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成21年4月	大正製薬入社 アボット・ラボラトリーズ入社 大正製薬経営企画部 同社理事、医薬事業グループ担当役員補佐、大正富山医薬品㈱営業本部副本部長 大正富山医薬品㈱取締役に就任（現任） 大正製薬取締役に就任 同社常務取締役に就任 同社取締役副社長に就任（現任）	(注) 4	(1) 3,014,000株 (2) 904,200株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する大正製薬の株式数 (2) 割り当てられる当社の株式数
取締役		酒井 明人	昭和22年12月26日生	平成元年5月 平成3年4月 平成6年6月 平成8年4月 平成9年6月 平成13年6月 平成19年6月 平成21年4月	大正製薬入社 同社情報開発室長 同社事業計画室長 同社経営企画部長 同社理事、経営企画部長 同社執行役員、経営企画部長 同社取締役に就任 同社常務取締役に就任（現任）	(注) 4	(1) 1,000株 (2) 300株
取締役		上原 健	昭和52年11月17日生	平成16年1月 平成18年10月 平成19年4月 平成20年4月 平成20年6月 平成21年4月	大正製薬入社 同社理事、セルフメディケーション事業グループ担当役員補佐 同社営業推進本部副本部長、商品開発本部副本部長 同社セルフメディケーション研究開発本部長、営業推進本部副本部長、商品開発本部副本部長 同社取締役に就任 同社常務取締役に就任（現任）	(注) 4	(1) 3,014,000株 (2) 904,200株
取締役		中禮 清実	昭和27年11月1日生	昭和51年4月 平成5年4月 平成10年4月 平成11年4月 平成13年4月 平成18年4月 平成18年10月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年6月	大正製薬入社 同社福岡支店特販部長 同社広島支店長 同社仙台支店長 同社量販部支店長 同社教育・研修部長 同社理事、ドリンク・チェーン営業本部長 同社執行役員、営業本部長 同社上席執行役員、営業本部長 同社取締役に就任（現任）	(注) 4	(1) 1,000株 (2) 300株
取締役		福留 潤一	昭和25年6月8日生	昭和51年4月 平成9年4月 平成10年4月 平成12年6月 平成13年6月 平成21年6月	大正製薬入社 同社開発企画部長 同社臨床開発部長 同社理事、医薬情報部長 同社執行役員、米国会社準備室長 同社取締役に就任（現任）	(注) 4	(1) 3,000株 (2) 900株
取締役		藤田 憲一	昭和27年2月10日生	昭和50年4月 平成2年4月 平成9年10月 平成15年4月 平成16年6月 平成22年4月 平成22年6月	大正製薬入社 同社大阪支店医薬部長 同社東京第一支店長 大正富山医薬品㈱執行役員 同社取締役に就任（現任） 大正製薬執行役員、医薬開発本部長 同社取締役に就任（現任）	(注) 4	(1) 1,000株 (2) 300株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する大正製薬の株式数 (2) 割り当てられる当社の株式数
取締役		森川 敏雄	昭和8年3月3日生	平成5年6月 平成9年6月 平成11年6月 平成13年4月 平成14年6月 平成17年3月 平成19年6月	株式会社住友銀行頭取 同行代表取締役会長 大正製薬監査役(非常勤)に就任 株式会社三井住友銀行相談役 同行特別顧問 同行名誉顧問(現任) 大正製薬取締役に就任(現任)	(注)4	(1) 0株 (2) 0株
取締役		馬場 明道	昭和21年4月12日生	平成3年5月 平成10年4月 平成16年4月 平成18年8月 平成22年4月 平成22年6月	大阪大学薬学部教授 同大学薬学部長、薬学研究科長 同大学理事、副学長 日本学会議連携会員 兵庫医療大学副学長、薬学部教授 (現任) 大正製薬取締役に就任(現任)	(注)4	(1) 0株 (2) 0株
監査役 常勤		森本 繁夫	昭和23年5月17日生	昭和48年4月 平成5年4月 平成6年4月 平成10年4月 平成11年4月 平成13年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成20年6月	大正製薬入社 同社応用生物研究室長 同社分子生物研究室長 同社創薬研究所長 同社執行役員、創薬研究所長 同社医薬研究所長 同社医薬研究開発本部副本部長 同社医薬研究本部副本部長 同社監査役(常勤)に就任(現任)	(注)5	(1) 7,000株 (2) 2,100株
監査役 常勤		小林 久二	昭和27年3月26日生	平成9年12月 平成10年4月 平成14年4月 平成16年10月	大正製薬入社 ドイツ大正食品有限会社社長 大正製薬財務管理部長、外国業務管理部長 同社経理部長(現、財務部長) (現任)	(注)5	(1) 1,000株 (2) 300株
監査役 非常勤		吉川 勲	昭和14年6月5日生	昭和56年7月 昭和57年7月 昭和59年7月 昭和62年7月 昭和63年7月 平成元年7月 平成3年6月 平成5年6月 平成6年6月 平成6年10月 平成21年6月	札幌国税局調査査察部長 札幌国税局直税部長 東京国税局調査第一部次長 福岡国税局総務部長 関東信越国税局総務部長 国税庁直税部資料調査課長 北海道開発局局長官房長 国税庁徴収部長 税理士登録、開業 大正製薬税務顧問(現任) 同社監査役(非常勤)に就任 (現任)	(注)5	(1) 0株 (2) 0株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する大正製薬の株式数 (2) 割り当てられる当社の株式数
監査役 非常勤		植村 裕之	昭和17年 1月23日生	昭和40年 4月 平成 3年 6月 平成10年 6月 平成13年10月 平成19年 7月	住友海上火災保険株式会社入社 同社取締役 同社代表取締役社長 三井住友海上火災保険株式会社代表 取締役社長 同社常任顧問（現任）	(注) 5	(1) 0株 (2) 0株
計							(1) 13,837,800株 (2) 4,151,340株

- (注) 1 取締役森川敏雄、馬場明道の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役吉川勲、植村裕之の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役上原茂氏、取締役上原健氏は取締役会長兼社長上原明氏の長男、三男であります。
- 4 取締役の任期は、当社の設立日である平成23年10月3日から平成25年3月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。
- 5 監査役の任期は、当社の設立日である平成23年10月3日から平成27年3月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、経営の執行機能と監視機能を明確に分離した上で、経営の意思決定が迅速に行え、また、業務執行状況の監視活動が適切に行える仕組みを構築するとの基本方針に従い、整備する予定です。具体的には、取締役会と監査役・監査役会とが緊密な連携をとっていくことを経営管理の基本とする予定であります。

こうして整備された体制を適正に運用することにより、事業目的の達成と社会的責任を果たすことを基本的な考え方としております。

会社の機関

当社は株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします（但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの当社の取締役の報酬総額は年額360百万円以内とし、監査役の報酬総額は年額60百万円以内とする旨を定款で定める予定です）。

取締役の定数

当社の取締役は3名以上13名以内とすることを定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

取締役との責任限定契約の概要

当社は、社外取締役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定める予定です。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする旨を定款に定める予定です。

監査役の定数

当社の監査役は3名以上6名以内とすることを定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。

監査役との責任限定契約の概要

当社は、社外監査役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定める予定です。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする旨を定款に定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。また、当社は、株主への機動的な利益還元の実施を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は、あらた監査法人に委嘱する予定です。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる大正製薬の経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月11日、平成22年11月11日及び平成23年2月9日提出）をご参照下さい。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	4月1日から3月31日まで（ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成24年3月31日までとする予定です。）
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	未定
買取手数料	未定
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 （公告掲載URL 未定）
株主に対する特典	なし

（注）当社定款第8条の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2．取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第101期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）平成22年6月29日関東財務局長に提出。

【四半期報告書】

事業年度 第102期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）平成22年8月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第102期第2四半期（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）平成22年11月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第102期第3四半期（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）平成23年2月9日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年6月13日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年6月30日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成23年5月13日関東財務局長に提出。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

大正製薬株式会社 本店

（東京都豊島区高田三丁目24番1号）

大正製薬株式会社 大阪支店

（大阪市城東区関目六丁目1番17号）

大正製薬株式会社 名古屋支店

（名古屋市千種区千種二丁目17番18号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる大正製薬の平成23年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
公益財団法人上原記念生命科学財団	東京都豊島区高田3-26-3	43,000	14.31
上原 昭二	東京都新宿区	34,964	11.64
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	10,000	3.33
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	10,000	3.33
財団法人上原近代美術館	静岡県下田市宇土金字馬場341	10,000	3.33
上原 明	東京都中野区	7,145	2.38
住友化学株式会社	東京都中央区新川2-27-1	7,033	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	5,832	1.94
鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂1-3-1	5,500	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(住友信託銀行再信託分・ 住友化学株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	5,100	1.70
計	-	138,575	46.12

(注) 1 大正製薬は平成23年3月31日現在、自己株式24,452,572株(8.14%)を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数5,832千株は、信託業務に係る株式数であります。

3 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・住友化学株式会社退職給付信託口)の所有株式数5,100千株は、信託業務に係る株式数であります。

当期連結財務諸表に対する監査報告書

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成23年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

当期財務諸表に対する監査報告書

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成23年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。